

## 日本選挙学会会則

(名称)

第 1 条 本会は、日本選挙学会と称する。

2 本会の英語名は、Japanese Association of Electoral Studies とする。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局を、理事会の定めるところに置く。

(目的)

第 3 条 本会は、選挙及びそれに関連する研究並びにその研究者相互の協力を促進し、あわせて外国の学会との連絡及び協力を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 研究会及び講演会の開催
- (2) 機関誌その他の刊行物の発行
- (3) 資料の収集及び整理
- (4) 研究者相互の協力の促進
- (5) 外国の学会との連絡及び協力
- (6) その他理事会が適当と認めた事項

(会員)

第 5 条 本会の正会員、法人会員、学生会員となることができる者は、選挙及びこれに関連する研究に従事する者、並びにこれらの研究に関心を有する者に限る。学部学生は、学生会員となることができる。

(入会)

第 6 条 会員になることを希望する者は、正会員 2 名の推薦を得て理事会に申込み、その承諾を受けなければならない。

(退会)

第 7 条 退会を希望する会員は、理事会に申し出て退会することができる。

(処分)

第 8 条 理事会は、本会の名誉を著しく傷つけた会員を処分することができる。

2 処分の内容は理事会の定めるところとする。

(会費)

第 9 条 会員は、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 会費を滞納した会員は、理事会において退会させることができる。

(役員)

第 10 条 本会に次の各号に定める役員を置く。

- (1) 理事 若干名 内 1 名を理事長とする。
- (2) 監事 若干名
- (3) 幹事 若干名

(選任)

第 11 条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし理事長経験者を理事・監事に選任すること

はできない

2 理事長は、理事会において互選する。

3 幹事は、理事会が委嘱する。

(任期)

第 12 条 理事、監事及び幹事の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 理事会において役員の補欠が認められた場合、補欠の理事、監事及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事長の任期は、一期 2 年までとし、再任並びに重任することはできない。

(理事長)

第 13 条 理事長は、本会を代表する。

2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名した理事が、その職務を代行する。

3 前項の理事長の指名がない場合、理事会が理事長職務代行者を指名する。

(理事)

第 14 条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

2 理事会は、その総意に基づき、理事長経験者に理事会出席を要請することができる。

(監事)

第 15 条 監事は、本会の会計監査を行う。

2 監事は、理事長の要請により理事会に出席することができる。

(幹事)

第 16 条 幹事は、会務の執行につき、理事に協力する。

(総会)

第 17 条 理事長は、毎年 1 回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めた場合、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 本会正会員の 5 分の 1 以上の者が、理由を示して総会開催を理事長に要請したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

(議決権)

第 18 条 総会の議決は、出席正会員の過半数による。

(会計)

第 19 条 本会の会務に要する費用は、会費及び寄付金をもって、これにあてる。

(会則の変更)

第 20 条 本会則は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ、これを変更することができない。

附則 1( 昭和 56 年 10 月 3 日総会決定 )

この規約は昭和 56 年 10 月 3 日から施行する。

附則 2( 昭和 63 年 5 月 21 日総会決定 )

この規約は昭和 63 年 5 月 21 日から施行する。

附則 3( 平成 16 年 5 月 16 日総会決定 )

この会則は平成 16 年 5 月 16 日から施行する。

附則 4( 平成 18 年 5 月 21 日総会決定 )

この会則は平成 18 年 5 月 21 日から施行する。

附則 5 (平成 19 年 5 月 20 日総会決定)

この会則は平成 19 年 5 月 20 日から施行する。